

公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和8年7月28日

鳥取市長職務代理者

鳥取市副市長 松 本 典 久

1 業務の概要

(1) 業 務 名 夏泊漁港機能保全計画見直し業務

(2) 業務箇所 鳥取市青谷町青谷地先

(3) 業務概要 本件業務は、夏泊漁港の機能保全計画の見直しのため、漁港の外郭施設、係留施設、輸送施設における簡易調査（重点項目）を実施し、その調査結果に基づき施設の機能診断を実施したうえで、当該施設の機能保全に必要な対策方法等を定めた機能保全計画を新たに策定するものである。

ア 測量業務

調査準備 一式

簡易調査（陸上） $A=17,726 \text{ m}^2$

簡易調査（海上） $A=4,330 \text{ m}^2$

イ 地質調査業務

地中レーダー探査 $L=0.14\text{km}$

ファイバースコープ調査 $N=7$ 箇所

ウ 設計業務

計画準備 一式

機能保全計画書見直し 一式

エ 解析等調査業務

地中レーダー探査解析 $L=0.14\text{km}$

ファイバースコープ調査解析 $N=7$ 箇所

(4) 履行期間 本契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (2) 令和7年度及び令和8年度において鳥取市及び鳥取市水道局が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和6年鳥取市告示第625号）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有する者であること。
- (3) この公告の日から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（測量等業務）に登録されていること。また、県内に常駐する技術者を10名以上保有すること。
- (6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づき河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門、港湾及び空港部門又は水産土木部門のいずれかの登録を受けている者であること。
- (7) 平成28年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準じる機関（公社、公団、事業団等をいう。）が発注した港湾維持管理計画、漁港機能保全計画又は海岸保全施設長寿命化計画の策定業務を元請として完了した業務実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (8) 本件業務の業務期間中、次の基準を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、同一の者であってはならない。
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定に基づく技術士（技術部門（同法第4条第1項に規定する技術部門をいう。以下同じ。）を建設部門又は総合技術監理部門とし、選択科目（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第11条に規定する選択科目をいう。以下同じ。）を「河川、砂防及び海岸・海洋」、「鋼構造及びコンクリート」若しくは「港湾及び空港」又は技術部門を水産部門とし選択科目を水産土木とするものに限る。）又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」、「鋼構造及びコンクリート」、「港湾及び空港」又は「水産土木」）若しくは公益社団法人日本コンクリート工学会が認定するコンクリート診断士の資格を有する者であること。
 - イ 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継

続しているものをいう。)にある者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付方法

技術資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト (<https://www.city.tottori.lg.jp>) に掲載するとともに、希望者には次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

この公告の日から令和8年8月10日(月)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市農林水産部林務水産課水産漁港係(鳥取市役所本庁舎4階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(ア) 郵送の場合

この公告の日から令和8年8月10日(月)までの日(必着)

(イ) 持参の場合

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。)又は持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

(4) 提出部数

技術資料等の提出部数は2部とする。

4 設計図書に関する質問及び回答

(1) 設計図書に対する質問は、入札日の前日から起算して5日前の午後5時15分までに鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。

電話0857-30-8121 FAX0857-20-3948

(2) 前号の質問に対する回答は、入札日の前日から起算して4日前の午後5時15分までに書面にて鳥取市総務部検査契約課より通知する。

5 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市農林水産部林務水産課水産漁港係（電話０８５７－３０－８３１２）とする。
- (2) 技術資料等の提出は入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会を行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 入札参加者の指名から落札者の決定までの手続きは電子入札システムを使用するため、本件入札への参加を希望する者は、令和８年８月１４日（金）までに鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。やむを得ない理由により書面での入札を希望する場合は、鳥取市建設工事電子入札実施要綱の規定に従い、書面参加の手続きを行うこと。
- (7) 本件入札は、鳥取市測量等業務最低制限価格実施要領（平成３０年４月１日制定）の対象業務である。